

【水道料金軽減制度について】

◎軽減措置

水道料金の軽減は、宅地内の給水装置などの破損などによる漏水により、水道使用量の急激な増加（※）があった場合、水道使用者などの管理責任において不可抗力と認められるものに限り、申請に基づき料金を軽減するものです。

（※）前年同月の使用水量から 20 m³以上の増加（前年同月の使用水量が存在しない場合などには、修理後 2 回の検針値などを参照）

◎軽減対象

軽減対象となる漏水は、次のいずれかに該当する漏水で、**香取市指定給水装置工事事業者が修理**したものです。

- ① 地下の漏水で、地表から確認できないもの
- ② 壁内や床下の漏水で、外観で確認できないもの
- ③ 受水槽の故障及び受水槽以降の装置の故障によるもの。ただし、使用者が目視できる場合を除く

◎軽減申請に必要なもの

- ・水道料金軽減申請書
- ・写真（漏水及び修理状況が分かるもの）

◎軽減額

使用実績から漏水量を算定し、漏水相当量の 1 / 2 の水量に応じた金額を軽減します。

◎注意事項

申請内容を審査して軽減該当の有無を判断しますので、申請すれば必ず軽減されるものではありません。

また、軽減審査には修理後の使用水量の変化を確認することもあり、通常 2 ～ 3 か月要します。審査後に軽減該当の有無についてお知らせします。

問合せ先・送付先 〒287-0041 香取市玉造 734-1

水道課経理班 電話 0478-55-8383